

消費税転嫁対策特別措置法の事業者等向け説明会及び相談会の実施について

公正取引委員会事務総局東北事務所

公正取引委員会では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る観点から、買ったときや減額といった消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止のための取組と転嫁拒否等の行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組を進めています。

このたび、以下のとおり、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されている消費税の転嫁拒否等の行為の概要やこれまでの勧告・指導事例などについて、公正取引委員会の担当者が説明する説明会を開催いたします。

また、同説明会に併せて、転嫁拒否等の行為を受ける事業者等の方々からの御相談を公正取引委員会の担当者が受け付ける相談会を実施します。

1 事業者等向け説明会について

事業者等向け説明会では、消費税転嫁対策特別措置法の概要を説明した後、転嫁拒否等の行為について、その概要やこれまでの勧告・指導事例について説明を行います。

※ 消費税法の内容、消費税の転嫁を阻害する表示の是正、総額表示義務の特例、便乗値上げ等についての説明会ではありませんので、申込みに当たっては御注意ください。

【開催日時及び会場】

開催日 開催時間	開催地	会場名	定員
平成27年11月27日(金) 14:00~15:15	岩手県 奥州市	水沢地区センター 第2会議室 岩手県奥州市水沢区聖天85-2	約30名

【注意事項】

(説明会受付について)

(1) 申込みは、以下のURLの申込フォーム又は添付しているFAX申込書に必要事項を記載の上、お申込みください。

URL : https://www.jftc.go.jp/kosyukai6/form/apply_infos/insert

FAX送信先 : 022-721-8180

(2) 申込期限(期限前であっても、定員になり次第締切りとさせていただきます。)
11月25日(水)

(3) 申込みの際に入手した個人情報は、本説明会業務以外の目的には、使用いたしません。

(説明会について)

(4) **説明会参加費は無料です。**

(5) 会場にお越しの際は公共交通機関を御利用ください。

(6) 説明会で使用する資料については、説明会会場にて配布いたします。

(7) 会場での食事は御遠慮ください。

(8) 説明会についての問い合わせ先は後記3を御参照ください。

2 相談会について

前記1の説明会に併せて、消費税の転嫁拒否等を受ける事業者等の方々からの御相談を公正取引委員会の担当者が受け付けます。消費税の転嫁拒否等でお困りの事業者の方は、お気軽に御相談ください。相談会は、次のとおり実施いたします。

相談会については、事前の参加申込み等は不要です。

また、前記1の事業者等向け説明会に参加しない事業者等の方も相談会に御参加いただくことは可能です。

【開催日時及び会場】

※ 前記1の説明会終了後に実施することから、開始時間は、多少前後することがあります。

開催日 開催時間	開催地	会場名
平成27年11月27日(金) 15:15~16:00	岩手県 奥州市	水沢地区センター 第2会議室 岩手県奥州市水沢区聖天85-2

【注意事項】

(1) 相談会でお聞きした内容は秘密として厳守いたしますので、安心して御相談ください。

(2) 多数の相談希望者がいた場合に、会場の都合上、全ての相談を受け付けることができない場合がございます。その場合には、公正取引委員会の担当者が地域・職場にお伺いする移動相談会も実施しておりますので、そちらも御活用ください。

3 説明会及び相談会についての問い合わせ先

申込先	連絡先	
公正取引委員会 東北事務所 消費税転嫁対策 調査室	所在地	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎8階
	TEL	022(217)4260
	FAX	022(721)8180
	H P	https://www.jftc.go.jp/kosyukai6/form/apply_infos/insert

F A X 申 込 書

F A X 番 号 : 0 2 2 - 7 2 1 - 8 1 8 0

公正取引委員会事務総局東北事務所消費税転嫁対策調

査室宛て

1 受講日及び会場

開催日 開催時間	開催地	会場名
平成27年11月27日(金) 14:00~15:15	岩手県 奥州市	水沢地区センター 第2会議室 岩手県奥州市水沢区聖天85-2

2 所属会社名 (事業所)・所在地

3 連絡先担当者氏名

4 連絡先電話番号

5 出席者氏名

6 説明会での説明を希望する内容

- 消費税転嫁対策特別措置法 (転嫁拒否行為) の基本的な内容を中心に知りたい。
- 消費税転嫁対策特別措置法の最近の違反事例を中心に知りたい。